



教頭会報

第102号

発行 平成20年12月1日
編集兼発行人 米満裕
発行所 全国公立学校教頭会
東京都港区愛宕1-6-7
電話 03-3436-4868~9
zenkokyo@kyotokai.jp
http://www.kyotokai.jp

特集！

教職調整額見直しに関する検討審議経過と全公教の主張

～学校の組織運営の在り方と副校長、教頭の職務について考える～

新学習指導要領への対応などに教育現場の目が向いている今、教員給与の教職調整額見直しの動きが進んでいるのをご存知だろうか。この見直しは、単なる給与制度改革に留まらず、今後の学校の組織運営の在り方や副校長、教頭の職務に及ぶ重要な問題の一つとして受け止める必要がある。

教職調整額制度の成立は、超過勤務が社会的な問題となった昭和46年5月に、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が制定されたことによる。「教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当は教員になじまないとの考えの下、教員の職務と勤務態様の特殊性を踏まえ、①勤務時間の内外を包括的に評価して一律の教職調整額（給料月額4%）を支給すること②時間外勤務手当を支給しないこと③時間外勤務命令はいわゆる超勤4項目（a.生徒の実習、b.学校行事、c.職員会議、d.非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合）に限定する」とされた。以後この制度は、支給率の見直しなど無く存続してきた。

平成17年10月財務省の財政制度審議会が、「公立学校の教員の給与は一般公務員行政職より11%も高い」との指摘に対して、文科省は試算に認識の違いがあると反論し、公立学校教員の給与は一般公務員よりも「2.76%高い」との結論に落ち着いたものの、教員給与の引き下げは、財政改革の議論の一つとなった。その後、「骨太の方針2006」（18.7.7：閣議決定）「今後の教員給与の在り方について」（19.3.29：中教審答申）「骨太の方針2007」（19.6.19：閣議決定）などでメリハリのある教員給与体系を

現することが示された。

また、平成18年実施の「教員勤務実態調査」で教員間の勤務時間の差が著しく大きいことから、教職調整額の一括支給の見直しが求められるようになった。「今後の教員給与の在り方について」（中教審答申）において、「教職調整額の制度と実態との乖離が進んできていることから、教員に一律支給されている教職調整額の在り方について見直しを行う必要がある」とされたものの具体的な見直し内容については、「今後、更に専門的・技術的な検討を行っていくことが必要である」とされた。このため、学識経験者などによる「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」が設けられ、教職調整額の見直し等について専門的・技術的な観点から論議を進めた。検討会議は、平成20年5月29日に第1回会合を開き、9回の会合を経て、9月8日に「審議のまとめ」を公表したのである。

「審議のまとめ」では、教職調整額制度に代わるものとして時間外勤務手当制度を導入することは一つの有効な方策とされた。また、業務の繁閑の差を踏まえた「変形労働時間制」の導入や週休日の振替の促進など勤務時間の弾力化なども加え、今後「中央教育審議会」で検討し、平成21年の夏をメドに結論を出すことになっている。

次頁以降では、「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」の「審議のまとめ」並びに検討会議が平成20年6月26日に行った「関係団体のヒアリング」における全公教の「意見発表」について紹介する。

なお、「学校運営」10月号の「ニュースの焦点『時間外勤務手当制度導入で論点整理』」（P.34～35）も参考にしていきたい。

学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議の「審議のまとめ」から

検討会議は、小川正人放送大学教授を座長に全公教をはじめ関係団体へのヒアリングを含め、9回の会合を重ねた。「審議のまとめ」は、「1.今後の学校の在り方・教員の職務の在り方」「2.教員の勤務時間管理、時間外勤務、適切な処遇の在り方」「3.教職調整額制度の見直し」「4.勤務時間の弾力化」から構成されている。以下、1及び2を受けた3の「教職調整額制度の見直し」の概要を紹介する。

(1) 基本的な考え方

教職調整額制度の見直しに当たっては、「学校の組織的運営の改善に資する制度」であること。「教員の勤務時間管理を適切に行うことや時間外勤務の抑制、適切な時間外勤務の評価につながるような制度とすることで、教員の勤務状況が改善」され、「教員の資質向上や優秀な人材の確保に資するようにすること」や、「子どもたちにより充実した学校教育の提供が可能となるようにしていく必要がある」こととしている。そのため、「教職調整額制度に代えて時間外勤務手当制度を導入することは一つの有効な方策である」とし、導入により、「学校や教員の業務がいたずらに増大してきた現状を見直す契機となること」や、「超勤4項目を見直すことで組織的、一体的な学校の組織運営に資する」という基本的な考えを示している。

(2) 教職調整額制度の見直しに係る論点

① 教員の職務の特殊性

「教職調整額制度の創設の際における、教員の勤務は自発性や創造性に基づくという特殊性を有するという考え方」は、「一般的な時間外勤務手当制度は教員になじまない」という意見がある。これに対して、教員に求められる自発性や創造性を整理した上で、「教員の自発性や創造性に基づく勤務とそれに対する給与上の評価」をどう行うかなど、今後検討を進める必要があるとした。

② 管理職の負担

「時間外勤務の管理のために、管理職の負担が増える」という意見がある。これに対して、「部下職員の勤務時間の管理は管理職として求められる当然の責任」とし、「校長などが命じた勤務の処理に要した時間数を事後的に教員から自己申告させ、それを校長などが確認・承認するなどの工夫により解決できる」とし、適切に勤務時間管理を行える体制の構築、そのために必要な措置などについて、今後検討を進める

必要があるとしている。

③ 部活動指導の取扱い

「部活動指導が時間外に及んだ場合には時間外勤務手当を支給すると、部活動指導が抑制され、支障が生じる」などの意見がある。部活動を『学校教育の一環』として明示した新学習指導要領の趣旨から今後は、「週40時間労働制の原則の下で教員の勤務時間内で行われるべきものとして位置付けた上で、専門的指導者を配置するなど必要な条件整備を図る」とし、部活動の学校教育上、果たしている役割、その在り方について、今後さらに検討を進める必要を挙げている。

④ 持ち帰り業務の取扱い

「自宅に仕事を持ち帰らざるを得ない教員もあり、時間外勤務手当制度が導入されるとそのような教員には不公平感が生じる」などの意見がある。「教員の健康管理やワーク・ライフ・バランス」「成績処理などのため児童生徒の個人情報を持ち出すことは適切な情報管理」の観点からも問題がある。今後、学校として必要な業務は、勤務時間内で処理できるようにするために、自宅への持ち帰り業務を無くす方策を検討する必要があるとしている。

⑤ 残業時間の縮減

「時間外勤務手当制度を導入しても、教員の時間外勤務の実績に見合う時間外勤務手当に係る予算が確保できず、いわゆるサービス残業が常態化するだけで、教員の勤務実態は変わらない」との意見がある。「一方、時間外勤務手当制度の導入により、より厳格な勤務時間管理が行われるようになるとともに、時間外勤務手当に係る財政支出の抑制のため業務の精選などが促されるなど、残業時間の縮減が見込まれる」との意見もある。平成18年に行われた「教員勤務実態調査」の結果から、「小学校・中学校の教諭の勤務日の残業時間が1ヶ月当たり平均約34時間となる」など、残業時間が増大していることが分かった。学校業務の効率化などと併せて、教員の時間外勤務が抑制されるような仕組みとなるよう、今後検討する必要があるとした。

この後の「4.勤務時間の弾力化」では、「1年単位の変形労働時間制の導入の可否」、「長期休業期間中を積極的に活用」し、「週休日の振替が可能」となる方策の検討を挙げている。

全公教からの検討会議への意見発表

「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」に対して、全国公立学校教頭会は、副校長・教頭の立場としての意見発表を平成20年6月26日に行った。

1 学校の組織運営について

① 指示系統を明確にする上で、主幹教諭や指導教諭を置くことは組織図を見る限りは有効に思えるであろう。しかし、現場から見れば、主幹教諭は定数外配置でなければ、実質的な主幹教諭としての職務は滞る。主幹教諭が担任も兼務していれば勤務時間外に仕事をしなければその職務はこなせない。

② 学校現場でもっとも負担感を感じているのが、「保護者対応」「生徒指導」である。また、都道府県、区市町村からの調査も大きな負担となっている。中学校においては部活動の指導も負担感を増す要因になっている。

(全国公立学校教頭会調査より)

委託できる主な業務は以下のものが考えられる。

- ・部活動における対外試合などの引率ボランティア
- ・学校弁護士やカウンセラー等の配置による保護者対応や教育相談
- ・人材バンクによる学習ボランティア
- ・会計事務
- ・図書館業務

教育は様々な場での子どもと教師のふれあいによって行われている。清掃活動も教育の一環であり、業者にまかせるようなことはできない。

2 教員の職務とその処遇について

① 勤務時間の管理

事務方と違って、教員は授業に関する業務を次の日に持ち越せないことが多い。

しかし、長時間学校にいる教員のみが多くの仕事を行っているのではなく、家庭の都合により自宅に仕事を持ち帰っている教員も多い。

教育現場が多くの女性教員によって支えられているという現実を忘れてはならない。ノート処理や教材研究等を、家事を行った後に取り組んでいる実態がある。家庭を持つ女性の働きを評価するならば学校における残業だけを評価し、家庭での取り組みを評価しないシステムはそぐわない。勤務時間のみによって仕事の成果を図ることは出来ない。

② 教員の処遇について

頑張る教員の処遇充実を図ることは大いに結構なこと。「努力や実績に応じた処遇」は一見もっともだが、能力や実績の評価基準が曖昧な状態では、現場に不信感を増長させ、教員のモチベーションを下げかねない。

③ 部活動について

指導だけでなく、引率・生徒管理等のボランティアが必要。

勤務時間外の報酬を本俸並みに近づけ、サービス残業を極力少なくする。

④ 持ち帰り業務

理想は勤務時間内に終わるように、仕事をする時間を保証すること。情報の流出を防ぐ観点からも持ち帰りは禁止が望ましい。しかし、現状では持ち帰り業務は絶対に減らない。(女性教員の例からも)

一例として大まかな学校例を示す。

8 : 15 ~ 17 : 00まで勤務の例
8 : 15 ~ 15 : 55 児童生徒指導(授業等)
16 : 00 ~ 16 : 45 休憩時間 実質は会議等
16 : 45 ~ 17 : 00 教材研究等
勤務時間内で実質的に仕事ができる時間は16 : 45 ~ 17 : 00の15分間

教員数を増やし、空き時間を増加させる以外には不可能である。

どうしても持ち帰らないようにするには、残って仕事をしていく以外にない。

3 教職調整額の見直しについて

教職調整額制度に代えて、時間外勤務制度を導入し、残業手当に変わることに対して、

① 教員の時間外勤務は、その職務の特性上、職員室以外で行われることが多く、長時間にわたる時間外勤務が妥当性を持ったものなのかを管理職が頻繁に確認しにいかなくてはならない。副校長・教頭の負担と時間外労働が増加するだけ。働いた時間にふさわしい報酬を支払うのは当然のことである。しかし、長時間学校にいる教員のみがその恩恵にあずかることができるとするのは問題である。繰り返すが、仕事をしながら育児をする女性教員や家庭で年老いた親の面倒を見なければならぬ教員も団塊世代の大量退職や高齢化社会を考えればこれからは多くなるであろう。

② 家庭での業務が何らかの手当につながる評価制度が構築されることが必要である。仕事に見合った報酬をいただくことは当然のことである。

③ 学校に居さえすれば支払われるものではない。また、何を持って勤務が終了したと認知するのか。管理職が認知をすることになれば、副校長・教頭は全ての職員の時間外勤務が終了するまでは帰ることができない。また、その判断は誰が、どう判断して、公平・公正とするのか。

④ 時間外勤務手当は、何を行うことによって支払われるのかという基準を明確にすることが必要不可欠である。

勤務時間外に、学校、家庭、または地域で行った業務の記録や洗い出しに最低1年はかかるであろう。その後に基準作りとそれの周知徹底を考えれば、3~4年は必要である。現在全国で進められている業績評価一つとってもすぐにできるものではない。

⑤ 保護者対応、児童生徒指導、地域対応等が考えられる。

4 その他

年俸制や長期休業中の俸給なし等、現在の日本と異なるシステムを行っている国もあるが、教育の質の高さ、教員の質の高さを維持してきた日本の給与システムはずばらしいものである。その点を十分に理解して新しいシステムを考えていただきたい。日本の未来に向けての先行投資であることを。

ブロック研究大会を終えて

北海道ブロック北見大会

オホーツクから新しい教育の創造を

北海道ブロック長 梅田 一江

北海道は、広大な大地の中で、1,864名の教頭が、日々奔走している。その実態にあわせ、本会は、6ブロックに分かれ、研修を重ね、職能向上に努めている。

その成果と課題を年に一度、一堂に会し、交流しあい、研鑽を深めている。

今年は、オホーツクブルーの空の下、北見市において、9月19日、20日の両日に渡り、「第42回北海道公立学校教頭会研究大会」が開催された。

第11次3ヵ年継続研究の1年目にあたり、サブテーマを「開かれた学校づくりの推進と、たくましく生きる子どもの育成」として、第10次までの成果と課題を受け、さらに充実した研究とするための第一歩となる重要な大会でした。

一日目は、知床第一ホテル代表取締役会長上野洋司氏による「旅館におけるマネジメント」と題した記念講演を午前、午後からと二日目の午前に分科会を設定した。

分科会は、8分科会、7提言でグループ討議を取り入れ、第7分科会はシンポジウム形式で行った。本会では、平成17年度からグループ討議を取り入れ、試行錯誤しながら、改善と充実に努めてきたところである。その成果として、北見大会では、どの分科会でも熱心な討議が行われ、大会後の感想にも、参加型の研究会に対して賛同の声が、多く寄せられた。

また、第7分科会では、「新学習指導要領と学力向上」をテーマに、教育委員会と現場の校長先生にシンポジストを依頼し、それぞれの立場で提言していただき、今日的課題ということもあり、よい評価を得ることができた。

各地から、1,000名に至る参加者が集い、盛会のうちに終わることができたのも、北見市教頭会を中心とした第5ブロックの先生方のきめ細かな計画とフットワーク、チームワークのよい運営があってこそそのものと感じた。今後も、6つのブロックがひとつになり、職能向上に努めたいという思いを新たにさせられた大会だった。

東海・北陸ブロック静岡大会

東海・北陸ブロック長 神戸 昭夫

- 1 日時 平成20年10月16日・17日
- 2 場所 県コンベンションアーツセンター
「グランシップ」他4会場
- 3 講演
 - (1) 講師 県立総合病院副院長 安田 清 氏
 - (2) 演題 「東海地震の災害医療
～学校の役割とその可能性～」
- 4 分科会
 - (1) 特徴 6課題7分科会すべてで6人編成のグループに分けた参加型協議会を実施。提言の柱に沿って活発な意見交換を行った。
 - (2) 提言一覧(サブテーマは略)
 - ①特別支援教育推進における現状と教頭の役割
 - ②学校を活性化するための教育課程の推進と教頭のかかわり
 - ③幼・保・小・中の連携を生かす教育課程の推進と教頭の在り方
 - ④特色ある学校づくりの推進
 - ⑤地域ぐるみの食育の推進と基本的な生活習慣の確立をめざして
 - ⑥健やかな子どもの発達が保障され、保護者や地域から信頼される豊かな学校のあり方
 - ⑦特色ある学校づくりと学校評価の実際
 - ⑧魅力ある学校づくりに向け、教頭として教育条件整備にどのように取り組むか
 - ⑨学校運営の円滑化と効率化を図るために、組織の運営をどのように図ればよいか
 - ⑩豊かな学校を目指し、組織力を強化するための教頭の役割
 - ⑪教職員の資質向上を図るための助言・指導
 - ⑫教職員の資質の向上と組織の活性化を目指す学校経営
 - ⑬「強み」を伸ばし、「弱み」を改善する学校経営と教頭のあり方
 - ⑭評価制度を活かした教頭としての支援のあり方

ブロック研究大会を終えて

東北ブロック秋田大会

東北ブロック長 三浦 雄一

第28回東北地区小中学校教頭会研究大会が秋田市でこの10月30日、31日の2日間にわたって東北各県から延べ1040人の参加をえて盛大に開催された。初日は全体会・分科会、2日目は講演会という日程で実施した。以下に分科会の発表題と講演会の様子を紹介する。

【1 教育課程】

地域の特色を生かした教育課程編成に関わる教頭の役割（学校の活性化をめざした教育活動の精選と地域の教育課題に挑戦して）、学力向上を目指した環境づくり、地域や保護者から信頼される開かれた学校づくり（学校評価システムの見直しと実践を通して）、教育目標具現化のための学校評価のあり方と教頭の役割

【2 子どもの発達】

児童生徒の自己実現を目指す教育の推進に向けての教頭としての関わり方、キャリア教育の推進と教頭のかかわり方（キャリア・スタート・ウィークの実践から）

【3 教育環境整備】

子どもの読書活動推進のための教頭のあり方（地域との連携を通して）、地域との連携を通じた特色ある学校づくりと教頭の役割（PDCAサイクルの活用による地域への貢献をめざして）

【4 組織・運営】

教職員のよさを生かし、教育効果を高めるための組織・運営（教職員の特性や力量を生かす組織・運営のあり方）校内組織活性化と教頭のあり方

【5 教職員の専門性】

教職員の資質向上を目指して（教職員評価システムへの取り組みを通して）、教職員の資質向上のための人事評価のあり方と教頭の役割（教職員の意識調査を通して）

【6 教頭の職務】

地域に生きる学校づくりと教頭の役割（「外部評価、情報の発信、外部人材等の導入、保護者・地域との連携」に関する調査を通して）、活力ある豊かな学校づくりを進めるための教頭の役割（教職員の多忙化軽減をめざして）

（2日目：講演会）

水中写真家中村征夫氏による講演会。演題は「海の力・自然の力・人間の力」

ライフワークの東京湾をはじめ、沖縄の海等にふれながら、人と海との関係や環境問題についてユーモアを交えながら熱く語ってくれた。ことさら、ブルーをベースにした水中写真の映像美は日常性から脱却したりフレッシュ空間を拡げ好評を博した。

関東甲信越ブロック埼玉大会

関東甲信越ブロック長 須郷 恵子

第49回関東甲信越地区公立学校教頭会研究大会は、さいたま市を会場に11月12日・13日の2日間、約2200名の参加者を迎えて開催した。大会テーマ「生きる力をはぐくむ豊かな学校をめざして～子どもの人間力の育成と新しい時代の学校づくり～」のもと、各都県からの代表参加者が研究実践を持ち寄って協議し合い、互いの職能を高める研鑽の場とした。

2日間にわたる研究大会の概要を紹介する。

1日目「全体会」

大宮ソニックシティ大ホールを会場に、埼玉県指定重要無形民俗文化財「秩父屋台囃子」をオープニングアトラクションに迎え、勇壮な太鼓の舞台で開幕した。

開会行事後の記念講演では、シドニーオリンピック、アテネオリンピックソフトボール日本代表監督の宇津木妙子氏（埼玉県出身）に「夢と人生」と題してお話をいただいた。「努力は裏切らない」「夢が人生をつくる」「一人一人を生かすのはリーダーの責任」等、監督として、指導者として活躍してこられた体験に基づいた貴重なお話を伺うことができた。

2日目「分科会」

本ブロックでは、研究大会において毎年6課題について14の分科会を設けている。本年度も、昨年度の茨城大会と同じく14の分科会場全てで全員参加型のグループ（6～8名程度で構成）協議を行う時間を設定した。2本の提案についてそれぞれグループ討議を実施したが、初対面の参加者が徐々に打ち解け積極的な話合いに進展した。他都県との交流の中で各自の課題も明確になり解決に向けての協議が盛り上がった。中には、グループ間の間隔がとれず身動きできない程の会場もあり、十分な広さの会場確保について今後課題を残した。

閉会行事は各分科会場ごとに実施し、大会宣言や次年度開催県の挨拶等で締めくくられた。



専門部の活動報告

研究部の活動

研究副部長 亀井 伸治

研究部は、部長1名、副部長1名、部員8名の計10名で構成されており、年間8回程度研究部会を開催して、研究活動を推進している。

1 主な活動内容

「研究の手引き」の作成

前年度、「研究の手引き」の全面的な見直しを行い、今年度から第八期研究がスタートした。今年度は、研究領域（内容・視点例）を中心に、見直しを図っていく。

全国大会の運営

開催地と連携を図りながら、大会日程、内容等の立案に参画している。分科会については、事前に提言内容の検討及び討議の柱立てを行い、当日は運営委員として関わっている。なお、特別分科会Ⅰは、全公教が主管して実施している。愛媛大会では、創価大学教授 関田一彦先生がファシリテーターとなり、ワークショップ型研修を行った。

ブロック大会への参加

研究部員1名が、各ブロック大会に参加している。全公教Webページに、各ブロック大会の参加報告を掲載している。

全国研究部長会の計画と実施

年2回開催し、全公教研究推進の基本的な考え方を確認し、全国各教頭会の研究に生かせるように企画・立案及び当日の運営を行っている。

中央研修大会の計画と実施

企画・立案及び当日の運営を行っている。今年度は、2月12日（木）にメルパルクホールにて、「学校の教育力を高める」をテーマに、玉川大学教職大学院教授 小松郁夫先生の講演及び、文部科学省視学官、企業関係者、全公教役員によるシンポジウムを開催する予定である。

2 今後の課題

今年度、研究活動検討委員会を立ち上げ、平成23年度から始まる第九期の研究活動について検討を重ねている。第八期の研究の成果と課題を踏まえつつ、今後の教育の動向を見据えて、提案をしていきたい。

要請活動の推進

総務部長 余郷 和敏

総務部は部長1名、副部長1名、部員3名の計5名で構成されています。部会の回数を減らすために、多くの内容はメールによる情報交換と協議を行っています。しかし、メールだけでは十分な協議がはかれませんので、役員会や理事会の後なども活用して年間6回程度の部会を持ち、要請活動の推進に向けた取り組みをしています。

新教育基本法の成立、それに伴う教育関連3法の改正、教育予算の地方移行など様々な変革が多く、それに対応した要請活動を進めて行かなくてはなりません。総務として情報収集に努め、全力で対応していきたいと考えています。

1 主な活動内容

総務部の活動は職能団体である全公教の地位向上のため要請活動を推進することです。その根幹をなすものは毎年総会にて決議される「文教施策及び予算措置・文教関係立法等の要請」です。この要請文（案）を作り上げるために、各单位教頭会等からの意見を集約したり、新しく成立した教育関連立法の研修会等を行っています。

7月には全国要請推進部長会を開催し、総会で決議された要請文を各单位教頭会毎に国会議員等への要請活動を行います。また各地区毎の現状について意見交換をしたり、直近に制定された教育関連立法等の研修も行います。

12月には全国要請推進担当者研修会を開催し、次年度の要請文作成に向けての情報交換や研修を行います。各单位教頭会の様々な課題を出し合っていただく中で明らかになってくる問題点を要請文に盛り込むよう努力しています。

2 今後の課題

新学習指導要領が告示され、実施に向けて様々な取り組みがなされています。教員の勤務時間は更になりそうです。全公教としてしっかりとした要請活動を推進し、副校長・教頭の地位向上を目指していきたいと思っています。

全国公立学校教頭会全国研究大会

引き継ぎ会

10月16日(木) 17日(金) ポートプラザ千葉

次年度の第51回千葉大会へ運営などを引き継ぐ「全国研究大会引き継ぎ会」が、10月16日、17日に千葉市で開催された。

愛媛大会のまとめを、運営面で隅田愛媛大会事務局長、研究面では山本研究部長が総括し報告した。次年度開催県千葉大会の概要について、運営面では星野千葉大会事務局長が、研究面では高宮研究部長がこれまでの準備状況と心意気などを発表した。その後、再来年度に開催予定の北海道大会代表者からも挨拶があり、続いて各部会毎の詳細な引き継ぎ事務が行われた。

翌日は、会場予定地の千葉市内や幕張地区の会場等を全員で視察した。



写真は、メイン会場（千葉ポートアリーナ）

第5回役員会

10月3日(金) 全公教事務局

第6回役員会

11月7日(金) 全公教事務局

活動報告（活動経過報告、ブロック活動報告、専門部、IT委員会、学校運営誌編集委員会、他）監査報告、全国事務局者担当者会報告

主な報告・協議事項

- ・第1回理事会
- ・全国研究大会
- ・第2回全国研究部長会
- ・全国要請推進担当者研修会
- ・中央研修大会
- ・財政対策（問題）
- ・「旅費支給規程の全面改正」
- ・結成50周年記念事業
- ・「第九期研究活動」（研究活動検討委員会）
- ・「副校長・教頭の基本調査」の検討（基本調査検討委員会）
- ・21年度役員・専門部員選出

平成20年度

全国事務局担当者会

9月18日(木) 19日(金) 虎ノ門パストラル

単位教頭会事務局担当者の意見交換より

1 役員会と事務局の役割と任務について

「事務局が教頭会の企画・立案すべてをやっている。」「事務局が一手に引き受けてしまっている。」との報告・意見が出された。

これに対して会長からは、「教頭会・副校長会は、現職の先生方で組織されている会である。事務局は、その現職の先生方が決められた活動方針、企画・立案にもとづいて発生する様々な業務を担っている。教頭会・副校長会の組織と活動が発展するようサポートしていただきたい。」とのお願いをした。

このような状況（一部）になった要因には、教頭の多忙な現状や役員が一年で交代する等いろいろなことが考えられるが、教頭会の組織運営上にとっては大きな課題である。

2 年度当初の調査を6種類から2種類に減らした（概ね賛意が示された）

3 配布物・送付部数調査について

現在の1,370箇所、32,000部を、7年前までのように単位教頭会に一括送付にすれば、450～500万円程度削減できる。財政対策との関連で協議して欲しい。（賛否両論あり）

4 本部発送文書の精査要望 その他

全公教結成50周年記念事業

- 事業概要が固まる -

1 目的・意義

- ①全公教50年の歴史を知り、この10年の歩み（組織と活動）を振り返る。
- ②政策提言能力を備えた職能団体としての教頭会とこれからの教育のあり方を展望する。

2 事業内容

- ①記念誌の発行 ②記念式典 ③祝賀会

3 式典・祝賀会

全国研究大会千葉大会の開会式・教育懇談会と兼ねて行う。（平成21年7月29日）

4 組織

実行委員会 = 役員会

実行委員会の実務部門

総務委員会（米満会長を中心に）

記念式典・祝賀会委員会（小川副会長を中心に）

記念誌編集委員会（呉宮副会長を中心に）

シリーズ

北から南から、わがブロック教頭会

中国ブロック & 四国ブロック

中国ブロックの活動

中国ブロック長 押村 克彦

中国ブロックは、鳥根県、山口県、広島県、岡山県、鳥取県の5県で構成され、会員数は2,485名である。中国地区の悩みは、児童・生徒数の減少に伴って学校の統廃合が進み、会員数も減少していることである。

1 事業計画

- ・ 6月26、27日 (米子市)
第1回代表者会、研究部長会、事務担当者会
- ・ 9月15日 (広島市)
臨時代表者会
- ・ 11月20日 (米子市)
臨時代表者会
研究大会前日打合せ会
- ・ 11月21日 (米子市)
中国地区公立学校教頭会研究大会
(鳥取大会)
鳥取県公立学校教頭会研究大会
(米子大会)
- ・ 2月26日 (米子市)
第2回代表者会
- ・ 2月27日 (米子市)
中国地区公立学校教頭会引継会
- ・ 3月23日
中国地区公立学校教頭会会計監査
(米子市)

2 本年度の中国地区研究大会

講演は大阪大学大学院教授の小野田正利先生による「子どものために手をつなぐ～学校へのイチャモン(無理難題要求)の裏にあるもの」である。平成16年度の全国大会開催から引き続き参加型にしているため、鳥取県及び米子市PTA協議会にも後援をお願いしている。鳥取県219名総出で、荷物にならないお土産をしっかりと持って帰ってもらえるよう準備しているところである。

3 その他

今年度、中国地区教頭会会則改正及び来年度の中国地区研究大会の持ち方等、問題点も表出したが、今後とも話し合いのもと、中国5県団結して取り組みたい。

四国ブロックの活動

四国ブロック長 芝田 眞次

四国ブロックは、香川県、徳島県、高知県、愛媛県の4県で構成され、本年度の会員数は1,550名である。以下本年度の取組である。

1 目的

四国地区小中学校教頭会相互の連絡提携と会員の資質向上をはかり、四国地区教育の振興と学校運営の合理化につとめる。

2 活動方針

- (1) 各県教頭会の情報交換と連絡調整
- (2) 研究大会の開催
- (3) 教育振興のための調査広報活動
- (4) 教頭職の勤務待遇改善
- (5) その他本会の目的達成のための事業

3 事業計画

- 6月7日...第1・2回理事会、第1回代議員会、第1・2回研究部長会
- 7月31日・8月1日...第50回全国公立学校教頭会研究大会愛媛大会並びに第26回四国地区小中学校教頭会研究大会愛媛大会
- 2月21日...第3回理事会・研究部長会、第1回事務担当者会

4 全国公立学校教頭会研究大会愛媛大会

上記日程にて、愛媛県松山市において開催した。1日目は代表参加制による全国から約2,500名、2日目は開かれた教頭会として地元松山市PTA約50名、愛媛県教職員(希望者)約150名を含む計約2,700名の参加を得て開催した。2日開催の節約型と研究の質向上を目指す大会だった。全国研究主題「生きる力をはぐくむ 豊かな学校をめざして」、愛媛大会サブテーマ「命かがやかせ夢ひらくたくましい子どもの育成」により、命と夢の輝く子どもを育てる研究を深めた。「四国は一つ」の合言葉のもと、事前の打合せ、要請数を超える参加、小分科会の司会等、四国ブロックの連携は強力だった。全公教を始め、関係各位のご支援・ご協力に心より感謝申し上げたい。愛媛大会から発信した研究が、全国各地の教育現場で子どもたちの成長につながることを期待したい。